

新潟県警察広域重要事件捜査要綱の制定について（例規通達）

平成元年 8 月 14 日

本部（捜一）第 47 号

[沿革] 平成 13 年 3 月本部（警務）第 30 号、令和 8 年 2 月本部（捜一）第 3 号改正

この度、広域重要事件について、都道府県警察間における連絡共助の強化を図り、効率的、組織的な初動捜査及び継続捜査を実施するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成元年 9 月 1 日から実施することとした。

制定の趣旨等は、次のとおりであるから運用上遺憾のないように努められたい。

なお、広域重要事件捜査要綱の制定について（昭和 56 年 11 月 10 日付け本部（捜一）第 33 号）は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

警察庁から、広域重要事件又は広域重要事件に発展するおそれのある事件に対する組織捜査の強化、特に事件発生時における都道府県警察の緊密な連携による初動捜査の一層の強化及び従来の指定事件等の継続捜査に関する規定の整備等を内容とする広域重要事件捜査要綱が示されたので、これを踏まえて新潟県警察広域重要事件捜査要綱を制定し、もって、効率的、組織的な広域捜査を実施しようとするものである。

2 警察庁指定事件（要綱第 2 関係）

(1) 指定事件の対象について

ア 「社会的反響の大きい凶悪又は特異重要な事件」とは、おおむね次のようなものをいう。

(ア) 連続的に発生している凶悪事件

(イ) 被拐取者の生命に危険が予想される略取誘拐事件

(ウ) 暴力団の大規模な抗争事件

(エ) 重要な通貨偽造、同行使事件

(オ) その他社会的関心を集め又は社会的不安を引き起こすおそれのある凶悪又は特異重要な事件

イ 「凶悪又は特異重要な事件で、2 以上の管区警察局の管轄区域にわたり組織捜査を行う必要があると認められる」とは、おおむね次のような凶悪又は特異重要な事件をいう。

(ア) 被疑者又は被害者の住居地のうち、いずれかが他の管区警察局の管轄区域にあるもの

(イ) 盗品、遺留品等の捜査を他の管区警察局の管轄区域で行う必要があるもの

(ウ) 犯罪の供用物（犯行に使用された車両等を含む。）の入手又は処分が、他の管区警察局の管轄区域で行われているもの

(2) 指定事件に対する措置について

ア 「合同捜査」とは、複数の関係都道府県警察が一の指揮官の下に指揮を統一して一体的に行う捜査をいう（第 4 及び第 5 において同じ。）。

イ 「共同捜査」とは、複数の関係都道府県警察が互いに情報を交換し、捜査事項の分担その他の捜査方針の調整をすることにより行う捜査をいう（第4及び第5において同じ。）。

ウ 「第20条第1項、第24条の規定等」の「等」とは、警察法第60条（援助の要求）の規定を指す（第5において同じ。）。

エ 「捜査共助に関する警察庁長官の指示」とは、おおむね次のようなものをいう（第5において同じ。）。

(ア) 宿泊施設に対する一斉捜査

(イ) よう撃捜査

(ウ) 盗品及び犯罪供用物の製造元又は処分先等の捜査

オ 「同一犯人の犯行と認められる事件」とは、遺留指紋等の一致により同一犯人の犯行であることが明白な事件及び犯行手口等が類似する事件をいう。

3 警察庁広域初動捜査事件（要綱第3関係）

(1) 広域初動捜査事件の対象について

ア 「社会的反響の大きい凶悪又は特異重要な事件で、当該事件発生の認知と同時に広域にわたる所要の初動捜査を行う必要があると認められる」とは、現に警察庁指定（準指定を含む。）事件となっている事件と同一又は類似すると認められる事件及び社会的反響の大きい凶悪又は特異重要な事件のうち、おおむね次のようなものをいう。

(ア) 銃器使用による無差別殺人事件

(イ) 身の代金目的誘拐事件その他特異な誘拐事件（未遂を除く。）

(ウ) 抗争の発展・拡大を惹起するおそれのある暴力団主要幹部殺傷事件

(エ) その他現金輸送車襲撃事件（未遂を除く。）等犯行の手段方法、被害の対象、程度、逃走手段等から、直ちに広域的な初動捜査を実施しなければ、捜査を著しく困難にすると認められる事件

イ 「広域にわたる所要の初動捜査」とは、依頼を受けた都道府県警察が、広域緊急配備の実施のほか、波及を予測しての前進待機、特別体制による通過車両のナンバーチェック、検索の実施、その他特命事項の捜査等事件対策室を設置して行う当該事件の初動措置として必要な事項をいう。

(2) 広域初動事件に対する措置について

ア 県内で発生した場合は、事件対策室を設置の上、原則として全ての隣接県警察に対して所要の初動捜査を迅速に依頼するとともに、所要の初動捜査が必要と認められる波及県警察に対しても迅速に依頼するものとする。

イ 所要の初動捜査の依頼は、隣接県警察及び波及県警察の刑事部長に対して行うものとする。

(3) 広域初動事件に対する初動捜査の解除について

ア 「初動捜査の必要がなくなると認めるとき」とは、被疑者を検挙したとき又は被疑者死亡等により初動捜査を継続する必要がなくなるとき及び初動捜査が長期間に及ぶなどのため、広域にわたる初動捜査の効果が期待できなくなるときをいう。

イ 初動捜査の解除等には、捜査の一部解除、縮小も含めるものとする。

(4) 身柄の措置について

「これにより難い事情があるとき」とは、逮捕された被疑者が指名手配被疑者である場合等をいう。

4 警察庁調整事件（要綱第4関係）

「特に必要があると認められる事件」とは、地理的条件等により当該事件を認知した都道府県警察以外の都道府県警察においても、共同して容疑者の内偵、被害者関係の捜査、遺留品・盗品捜査等重要な捜査を強力に推進することにより、捜査の実効が期せると認められる事件をいう。

5 警察庁登録事件（要綱第5関係）

(1) 登録事件の対象について

「悪質重要な事件」とは、事件の件数、発生区域及び波及性、犯行手段、被害金額、社会的反響等からみて悪質重要と認められるものをいう。

(2) 登録事件に対する措置について

登録事件に対する措置については、要綱第5の2に定めるもののほか指定事件に準じて措置するものとする。

6 広域捜査官等の任務（要綱第7関係）

(1) 「広域捜査官等」とは、捜査第一課及び捜査第三課にあつては広域捜査官、捜査第二課にあつては次長とする。

(2) 広域捜査官等は、次に掲げる任務に当たるものとする。

ア 広域初動事件に関する任務

(ア) 県内で発生した場合は、おおむね次に掲げる事務を行う。

- a 事件概要の把握と必要な初動捜査の指導
- b 隣接県警察及び波及県警察に対する必要な初動捜査の依頼、共助及び連絡
- c 警察庁及び管区警察局に対する事件概要等の報告

(イ) 県外で発生した場合は、おおむね次に掲げる事務を行う。

- a 初動捜査の指導
- b 捜査資料の収集
- c 警察庁及び関係管区警察局に対する報告
- d 初動捜査実施中の都道府県警察との連絡、共助

イ 指定等の事件に関する任務

指定等の事件に関し、おおむね次に掲げる事務を行う。

(ア) 県内発生事件が、指定等の事件の対象であるか否か及び指定等事件に関連を有するか否かについての分析、検討

(イ) 警察庁及び管区警察局への迅速な報告

(ウ) 関係都道府県警察への緊密な報告、通報

(エ) 県本部内関係所属との緊密な連携及び署に対する積極的な指導

別添

新潟県警察広域重要事件捜査要綱

第1 目的

この要綱は、数都道府県の地域に関係のある重要な事件（以下「広域重要事件」という。）及び広域重要事件に発展するおそれのある事件について、警察庁、都道府県警察及び都道府県警察相互間における連絡共助の強化を図り、効率的かつ組織的な初動捜査及び継続捜査を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 警察庁指定事件

1 指定事件

2以上の管区警察局長の管轄区域（東京都及び北海道の区域は、ここにいうそれぞれ一つの管区警察局長の管轄区域とみなす。以下同じ。）において発生している社会的反響の大きい凶悪又は特異重要な事件で、2以上の管区警察局長の管轄区域にわたり組織捜査を行う必要があると認められるとして警察庁が指定した事件をいう。ただし、これに当たらない事件であっても、2以上の都道府県の区域にわたり発生している凶悪又は特異重要な事件で社会的反響の特に大きいもの及び社会的反響の特に大きい凶悪又は特異重要な事件で2以上の管区警察局長の管轄区域にわたり組織捜査を行う必要があると認められるとして、警察庁が指定した事件も含む。

2 指定事件に対する措置

(1) 指定事件が発生した場合は、次の措置をとるものとする。

ア 犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第20条第1項、第24条の規定等により関係都道府県警察相互に合同捜査又は共同捜査を行うものとする。

イ 合同捜査を行う場合は、速やかに合同捜査本部を設け、捜査体制の強化を図るものとする。

ウ 共同捜査を行う場合は、次の捜査体制を設けるものとする。

(ア) 県内で発生した場合は、原則として捜査本部を設け、捜査体制の強化を図るものとする。

(イ) 県外で発生した場合は、原則として専従捜査班を設けるものとする。

(2) 刑事部長は、規則第26条第2項の規定により捜査共助に関する警察庁長官の指示を受けた場合は、必要に応じ専従捜査班を設け、又は専従捜査員を指定し、迅速かつ的確に対応するものとする。

(3) 県本部の指定事件の主管課長（以下第2において「事件主管課長」という。）及び署長は、あらゆる警察活動を通じ、当該事件に関する捜査資料の収集に努めるとともに、これを入手したときは、速やかに警察庁、関係管区警察局長及び関係都道府県警察に報告（通報）（署長にあっては、事件主管課長経由。以下同じ。）するものとする。

(4) 事件主管課長及び署長は、指定事件と同一犯人の犯行と認められる事件が発生したとき又はその被疑者を検挙したときは、警察庁、関係管区警察局長及び関係都道府県警察に報告（通報）するものとする。

3 事件の準指定

(1) 準指定事件

将来、指定事件に発展するおそれのある事件及び指定事件に該当しないが、当該事件の態様、背景等から広域にわたり組織捜査を行う必要があると認められる

として、警察庁が準指定した事件をいう。

(2) 準指定事件に対する措置

刑事部長、県本部の準指定事件の主管課長及び署長は、指定事件に対するそれぞれの措置に準じ措置するものとする。

第3 警察庁広域初動捜査事件

1 広域初動事件

社会的反響の大きい凶悪又は特異重要な事件で、当該事件発生の認知と同時に広域にわたる所要の初動捜査を行う必要があると認められるとして、警察庁が指定した事件（以下「広域初動事件」という。）をいう。

2 広域初動事件に対する措置

(1) 県内で発生した場合の措置

ア 署長、鉄道警察隊長、高速道路交通警察隊長及び通信指令課長その他関係所属長は、広域初動事件の発生を認知したときは、所要の初動捜査を迅速かつ的確に実施するとともに、県本部の広域初動事件の主管課長を経由し、刑事部長に速報するものとする。

イ 刑事部長は、前記アの速報を受領したときは、事件対策室を設置し、次の措置をとるものとする。

(ア) 県内における所要の初動捜査を迅速かつ的確に実施すること。

(イ) 隣接する県警察（以下「隣接県警察」という。）及び隣接県警察以外で、当該事件が波及したため特に初動捜査を行うことが必要と認められる都道府県警察（以下「波及県警察」という。）に対し、当該事件の発生を通報し、所要の初動捜査を依頼すること。

(ウ) 直ちに当該事件の概要、初動捜査の状況等を警察庁及び関東管区警察局に報告すること。

(2) 県外で発生した場合の措置

刑事部長は、広域初動事件の発生地を管轄する都道府県警察（以下「事件発生県警察」という。）から当該事件の初動捜査の依頼を受けたときは、事件対策室を設置し、次の措置をとるものとする。

ア 直ちに所要の初動捜査を実施すること。

イ 警察庁及び管区警察局から当該事件に関する指導、調整を受けた場合は、直ちにこれに応じること。

ウ 当該事件に関する初動捜査実施中の特異事項は、直ちに事件発生県警察、関係する初動捜査を実施している都道府県警察、警察庁及び関係管区警察局に通報（報告）すること。

エ 初動捜査の実施結果を速やかに事件発生県警察に通報すること。

3 広域初動事件に対する初動捜査の解除等

刑事部長は、広域初動事件の被疑者の逮捕その他の理由により、当該事件に対する初動捜査の必要がなくなると認めるときは、警察庁及び管区警察局と協議の上、当該初動捜査を実施している隣接県警察、波及県警察及び県内の関係所属長に対し、速やかに解除等を通報するものとする。

4 身柄の措置

広域初動事件の被疑者を逮捕したときは、原則としてその身柄を事件発生県警察に引き渡すものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、刑事部長は、事件発生県警察と協議するものとする。この場合、必要があるときは警察庁又は管区警察局と協議するものとする。

第4 警察庁調整事件

1 調整事件

凶悪又は重要な事件で、当該事件の態様、背景等から指定事件又は準指定事件に指定されていないが、警察庁長官が規則第26条第1項の規定により合同捜査又は共同捜査を行うべきことを指示した事件のうち、特に必要があると認められる事件をいう。

2 調整の依頼

刑事部長は、調整事件の対象と認められる事件を認知したときは、警察庁に調整を依頼するものとする。

3 調整事件に対する措置

刑事部長、県本部の調整事件の主管課長及び署長は、指定事件に対するそれぞれの措置に準じ措置するものとする。

第5 警察庁登録事件

1 登録事件

強盗、窃盗、詐欺及び恐喝に係る悪質重要な事件のうち、2以上の管区警察局の管轄区域にわたり組織捜査を行う必要があると認められるとして、警察庁が登録した事件をいう。

2 登録事件に対する措置

(1) 刑事部長は、規則第20条第1項、規則第24条の規定等により、関係都道府県警察において相互に合同捜査又は共同捜査を行うものとする。

(2) 刑事部長は、合同捜査を行う場合は、速やかに合同捜査本部又は合同捜査班を設け、捜査体制の強化を図るものとする。

(3) 刑事部長は、共同捜査を行う場合は、次の捜査体制を設けるものとする。

ア 県内で発生した場合は、原則として専従捜査班を設け、捜査体制の強化を図るものとする。

イ 県外で発生した場合は、原則として専従捜査班を設け、又は専従捜査員を指定するものとする。

(4) 刑事部長は、規則第26条第2項の規定により捜査共助に関する警察庁長官の指示を受けた場合においては、必要に応じ専従捜査班を設け、又は専従捜査員を指定し、迅速かつ的確に対応するものとする。

(5) 県本部の登録事件の主管課長（以下「事件主管課長」という。以下同じ。）は、当該事件の犯人の犯行と認められる事件を早期に把握するため、県内において発生した同種の事件について手口分析を徹底し、当該事件との関連性を検討するとともに、必要な捜査を行うものとする。

(6) 事件主管課長は、登録事件に関する捜査資料を入手したときは、速やかに警察

庁、各管区警察局及び各都道府県警察に報告（通報）するものとする。

(7) 事件主管課長は、登録事件と同一犯人の犯行と認められる事件が発生したとき又はその被疑者を検挙したときは、警察庁、各管区警察局及び各都道府県警察に報告（通報）するものとする。

第6 管区警察局等指定等事件

1 指定等事件

管区警察局、警視庁又は北海道警察本部が管内において発生した広域重要事件の捜査について必要があると認められるとして、警察庁の指定、準指定、調整又は登録（以下「指定等」という。）に準じ指定等した事件をいう。

2 指定等事件に対する措置

指定等事件の措置については、警察庁の指定等事件に準じるものとする。

第7 広域捜査官等の任務

広域捜査官等は、広域初動事件に関する初動捜査の適正を図る任に当たるとともに、指定等の事件に関する広域性の判断等を迅速かつ的確に行い、警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察間の連絡共助の円滑化に努めるものとする。